

◎新潟県告示第477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成29年4月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	わくわく長岡	新潟県長岡市城岡2丁目7番18号	日の丸観光タクシー株式会社	平成29年4月1日
通所介護	弥彦介護施設あおぞら	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦721番地1	株式会社角新工務店	平成29年4月1日
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設水仙の家	新潟県小千谷市元町10番1号	新潟県厚生農業協同組合連合会	平成29年4月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所どんぐり	新潟県東蒲原郡阿賀町九島5525番地	社会福祉法人東蒲原福祉会	平成29年4月1日
介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム分水いちごの実	新潟県燕市五千石字屋敷浦3223番3	社会福祉法人新潟さくら会	平成29年4月1日
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設水仙の家	新潟県小千谷市元町10番1号	新潟県厚生農業協同組合連合会	平成29年4月1日